

「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方（案）」についての意見（平成 15 年 10 月 28 日）

生命倫理専門調査会委員
田中成明（京都大学法学部）

（１）ヒト胚の取扱いにおいて問題となること（１頁から４頁）の理論構成について

- ・ 「人間の尊厳」という原理と、「幸福を追求する権利」「人間の幸福」＝「恩恵」との対比を基本に説明されているが、「人間の尊厳」と「恩恵」との対比に限定し、「幸福を追求する権利」「人間の幸福」という用語は用いないほうが適切である。

【理由】憲法などの法理論においては、「幸福を追求する権利」は、自己決定権の一環と位置づけるのが一般的であり、「人間の尊厳」と対比的に捉えるのは疑問である。また、「幸福を追求する権利」と「人間の幸福」と「恩恵」は、説明のようにつながることもあることはたしかであるが、同視することには無理があり、説明を混乱させているきらいがある。端的に「人間の尊厳」（人間の手段化の抑止）と生命操作技術がもたらす「恩恵」との対比だけにしたほうが争点も明確になり、無用の混乱が避けられるように思われる。

- ・ 「人間の尊厳」と「恩恵」との対比はともかく、「秤にかけられる」かどうかは、説明にもあるように、理論構成が困難な問題であり、案の説明では、「人間の尊厳」と、「人の生命の萌芽としてのヒト胚の神聖ないし尊厳」という、「生命の神聖・尊厳」の関係があいまいであるように思われる。また、「人間の尊厳」と「人間の幸福」との対立という説明（３頁）も、不適切ではないかと思われる。

【理由】論理的には、「生命操作技術がもたらす恩恵」と秤にかけられるのは、「人間の尊厳」自体ではなく、あくまでも「人の生命の萌芽としてのヒト胚の神聖ないし尊厳」であり、「人間の尊厳」は、「人の生命の萌芽としてのヒト胚の神聖ないし尊厳」と「生命操作技術がもたらす恩恵」との比較考量の基準となるべきものであり、具体的にどのような取扱いならば「人間の尊厳」に反しない例外的措置として認容されるかということが論点であり、その決め手は、社会的受容・合意の問題であると考えべきではないか。

(2) 「人間の尊厳」と「自己決定権」との関係の説明について(1頁から4頁、及び、17頁、18頁)

「人間の尊厳」の要請内容の明確化は、案でも指摘されているように、かなりむずかしいことを考慮すると、今回の考え方の整理では、「人間の尊厳」の要請内容として、「人間の手段化の抑止」と並べて、「自己決定権」にも言及することは避けるか、何らかの留保を付けるほうが適切ではないか。

【理由】(1)とも関連するが、案の説明では、「人間の尊厳」の一環として「自己決定権」が位置づけられており、それ自体に異論があるわけではないが、近時、「人間の尊厳」の要請内容は、ヒトの種としての保護(案の説明では、「人類の尊厳」にあたるか?)などを含め、拡大する傾向にあり、「自己決定権」の基礎づけだけでなく、「人間の手段化の抑止」など、制約原理としての機能も重要になっている。今回の考え方においては、全般的に、「人間の尊厳」の諸要請のうち、「人間の手段化の抑止」という要請が、「幸福追求権」や「恩恵」を施したり求めたりする権利という、「自己決定権」につながる要求と対立するケースにどのように対応すべきかということが主たる争点になっていることを考えるならば、「人間の尊厳」と「自己決定権」との関係にも並列的に言及すると、争点があいまいになり、理論構成がむずかしくなるきらいがある。(1)で指摘した論理構成の難点もこのことに起因しているように思われる。

(3) 余剰胚の取扱いの説明について(22頁、23頁)

「b.研究目的での利用」の3番目の の総合科学技術会議の立場の説明について、それならば、ヒトES細胞との関係で、何故余剰胚に限って樹立を認めるという区別をしたのか説明が必要であるように思われる。この点に限らず、全般的に従来の立場をどのような理由によってどのように変更しようとしているのかの具体的説明が不十分な印象を受ける。